



受給者証ってなに？



A. 市町村から交付される利用証明証のことだね

[放課後等デイサービス](#)や[児童発達支援](#)、いわゆる「[障害児通所支援](#)」というサービスを利用するときは、各自治体で発行される「[通所受給者証](#)」というものが必要なんだ。

通所受給者証には、サービスの種類や支給量（利用可能日数）、負担上限月額なんかが記載されているよ。

受給者証があると、世帯所得にもよるんだけど、[利用料の9割を自治体が負担](#)してくれて、[1割の自己負担](#)でサービスを利用できるんだ。

京都市では、さらに独自の軽減を行っているよ。

[児童福祉法](#)で、受給者証を申請できる対象とされている障がい種別は主に次の通りだね。

- ・身体に障がいのある児童
- ・[知的障がい](#)のある児童
- ・[精神障がい](#)のある児童（[発達障がい](#)児を含む）
- ・[障害者総合支援法](#)で定められる[難病](#)の児童

だよ。

また上記に当てはまらなくても、医師などから[療育](#)の必要性があると認められた児童については、専門家の意見書があれば受給者証を申請できるんだ。

必ずしも医学的診断名や障害者手帳などが必要なわけではないんだよ。

さて、受給者証になにが書いてあるかという、まずは支援の種類だよ。

放課後等デイサービス、とか、児童発達支援と書いてあるんだ。

その下には、支給量等、という欄があって、[サービスの必要日数](#)が書いてあるよ。

次は給付決定期間で上記の支給量等が利用できる期間は、○年の△月◇日から○年の△月◇日までですよ、ということだね。

引き続き利用するならば、期日が来るまでに継続申請をしなければいけないんだ。

次に[モニタリング](#)の期間が△ヶ月ごと、とか書いてあって、○年△月～となっているはずだよ。

[負担上限月額](#)、という欄もあって、ひと月の負担上限額が書いてあるんだ。

児童通所支援の事業者が書き入れる欄も作られていて、契約している全事業所ごとに契約内容が書かれているよ。

この中で間違いやすいのが、支給量等、というところだね。

これは一人ひとりの障がい特性などに応じた必要なサービス料（＝日数）が記載されるよ。

複数の事業所を利用する場合は、その支給量の範囲において各事業所と契約することになるんだ。

たとえば、支給量が月8日なら、A事業所は月に5日の契約、B事業所は月に3日の契約、ということになるね。

各事業所において、それぞれの契約日数を超えて利用することはできない、っていう決まりがあるので「今月はA事業所を2日しか使わなかったんでB事業所を6日使いました」というのはダメなんだ。

B事業所の契約日数を超えて利用することになるから、国が定めたルールに違反してしまうことになるんだよ。

合計の日数が合っていればいい、っていうことじゃないんだね。

これは放課後等デイサービスや児童発達支援に限ったことではなくて、すべてのサービスに言えることなんだ。

この仕組みを、きちんと勉強して理解しておかないと、思わぬところで法令違反をしてしまうことになるよ。

利用日数の上限は、国において、原則として月の日数－8日となっているよ。

だから、31日ある月は23日、30日ある月は22日が利用できる上限ということになるね。

支給量については、ご利用者の意向及びその必要性を勘案して、自治体が必要な支給量を決定します、とあるよ。

原則の日数をこえる支援が必要となる場合は、[相談支援専門員](#)が作成する「[サービス利用計画書](#)」の内容を参考に、京都市が必要性を総合的に判断することになっているんだよ。

[《MENU》](#)

[《障害児通所系サービスって？》](#)

[《情報共有って気が引けるかも？》](#)

2022-01-17 掲載